

内閣衆質一七五第二三号

平成二十二年八月十日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

さきに送付を受けた貴院議員柿澤未途君提出「国民年金保険料の納付率に関する質問」に対しては、国会法第七十五条第二項に規定する期間内に答弁することができないため、同項後段の規定によつてその理由及び答弁することができない期限を別紙のとおり通知するので、よろしくお取り計らい願います。

衆議院議員柿澤未途君提出国民年金保険料の納付率に関する質問に対する答弁書について

一 所定の期限までに答弁できない理由

質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため

二 答弁することができない期限

平成二十二年八月二十日